

MP サービス利用規約

第 1 条 (総則)

本規約は、株式会社フォーバルテレコム (以下「甲」という) が運営する「fit コールインターネットサービス」のうち、「MP サービス」(以下「本サービス」という) について定めるものとします。

- 本サービスの提供業務は、甲と提携する株式会社エーゼット (以下「乙」という) により執り行うものとします。

第 2 条 (利用申込)

甲が定める利用申込書により所定の申込手続を完了し甲と本サービス利用契約を締結した法人または個人 (以下、「契約者」という) が、本サービスを利用することができます。

第 3 条 (本サービスの内容)

契約者は、本サービスにより、次のサービスを利用することができます。

- 所定の WEB サイトに契約者独自のバナーを設定した WEB サイト (以下、「契約者サイト」という) を、インターネット上に表示します。
- 契約者サイトでは、携帯電話機等の小型情報機器用装飾シール (以下、「装飾シール」という) の注文を受け付けることができるものとし、乙より提供される ID・パスワードおよびログイン URL から、装飾シールの注文管理ができます。
- 契約者は装飾シール専用出力プリンタ・装飾シール作成ソフトウェア等の機器を利用して装飾シールを作成することができます。
 - 契約者サイトを通じて開示される、装飾シールの柄・型番のデータベース (以下、「データベース」という) の情報は随時変更・更新されます。
 - 契約者サイトを通じて装飾シールの注文をされる顧客 (以下、「顧客」という) の要望により、携帯電話機付帯の写真機等により記録した画像及び、契約者自ら加工された画像等を登録されているデータベースとデザインを統合して装飾シールとして作成でき、印刷出力することができます。

第 4 条 (利用料金)

契約者には、本サービスの利用期間に応じ、別途甲の定める利用料金 (以下、「利用料金」という) をお支払いいただきます。

- 本サービスの利用料金の支払については、「fit コールインターネットサービス規約」の定めに従うものとします。
- 利用料金のお支払が遅れた場合、契約者は本サービスの利用資格を失い、契約者サイト及び契約者注文情報等は消去されます。
- 前項により契約者サイト及び契約者注文情報が消去された場合であっても、当該契約者は遅延した利用料金の支払義務を免れず、また、甲及び乙は、当該消去により当該契約者に生じた損害について、名目の如何を問わず、一切の責任を負いません。

第 5 条 (著作権)

第 3 条第 3 項 2. において定める契約者サイトを通じて開示されるデータベース及び乙により掲載された著作物の著作権は、乙に帰属するものとします。但し、契約者サイトを作成するため契約者から甲及び乙に提供された素材等 (以下、「素材等」という) の著作権は、当該素材等の著作権に帰属します。

- 素材等にかかる著作権等の問題については契約者が責任を負うものとし、甲及び乙は一切責任を負いません。
- 甲または乙は契約者サイトに掲載した著作物 (素材等を含む) の著作権者及び契約者に対し、第三者により当該著作物の店頭、転載等の行為を監視したり、当該行為を行った第三者に対し差止請求するなどの義務を負いません。

第 6 条 (本規約の変更)

本規約は、必要に応じ変更される場合があります。なお、本規約が変更される場合、甲は、当該変更について発効日の 1 ヶ月前までに契約者に対し甲指定の方法により告知するものとし、以後契約者が本サービス利用契約を継続したときは、契約者はこれを承知したものとします。

第 7 条 (プリンタのメンテナンス)

装飾シール専用出力プリンタのヘッド交換、故障修理等のメンテナンスは、契約者より乙の指定する場所へ送付し、行うものとします。メンテナンスに要する日数はメーカー 1 0 営業日とし、運搬にかかる日数は含まないものとします。

- 甲及び乙より納品する装飾シール専用出力プリンタの備品または消耗品を使用せずに、他の備品または消耗品の使用によりプリンタの故障が発生した場合は、メンテナンスを受け付けられないものとします。

第 8 条 (損害の免責)

甲、乙、契約者は、それぞれ相手方が本契約の不適切な履行または不履行によって損害を受けた場合は、相手方に対し損害賠償請求することができます。但し、契約者が甲、乙に請求できる賠償額は、契約者が過去 1 年間に甲に支払った金額を限度とします。

- 契約者が、本サービスを利用することにより、第三者に対し損害を与えた場合、契約者は自己の費用と責任においてこれを賠償するものとします。

第 9 条 (準拠法)

本規約の効力、履行及び解釈は、日本法に準拠します。

第 10 条 (紛争)

本サービスに関する契約者と甲・乙との間に紛争等の問題が生じた場合は、双方誠意をもって協議し解決することとします。

- 前項により解決されない問題は、東京地方裁判所をその第一審の管轄裁判所とします。

第 11 条 (その他)

その他本規約で規定されていない事項に関しては、「fit コールインターネットサービス規約」に準じます。

第 12 条 (発効)

本規約は 2003 年 1 月 1 日より発効します。